| | | |
|---|---|---|
| 第一条第二項 | ものとする | ものとする。ただし、当該養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない |

第八条の表第三条第一項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し」を「行政庁に申請し、その承認を受け」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣に協議する」を「行政庁に協議し、その承認を受ける」に改め、同表第三条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第三条第三項 | この項 | この項、次条第二項 |
| | 届出 | 通知 |
| | ものとする | ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない |

第八条の表第四条の項上欄中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第四条第二項 | 報告を | 通知を |
| | 当該報告 | 当該通知 |
| | ものとする | ものとする。ただし、当該通知に係る認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない |

第八条の表第六条の項上欄中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第一条」を「第一条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第六条第二項 | ものとする | ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない |

第八条の表第七条の項上欄中「第七条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣は、法第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定による学校の認定に関する事項については文部科学大臣とし、これらの規定による養成施設の認定に関する事項については厚生労働大臣」を「行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二条第一項及び法第十八条の二第一項の規定による学校の認定に関する事項　文部科学大臣

二　法第二条第一項の規定による厚生労働大臣認定養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施設の認定に関する事項　厚生労働大臣

三　法第二条第一項の規定による同項第二号に定める養成施設の認定に関する事項　都道府県知事

第十四条中「第二条から第四条まで及び第七条」を「第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段」に改める。

（柔道整復師法施行令の一部改正）

**第二十七条**　柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により柔道整復師養成施設の指定をしたときは、遅滞なく、当該柔道整復師養成施設の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第三条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。）を経由して行わなければならない。

第四条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第四条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第四条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の規定により、第二条第一項の指定を受けた柔道整復師養成施設（以下この項及び第七条第二項において「指定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第五条中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第五条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第六条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「行政庁」に、「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第七条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成施設の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。